

平成27年10月5日

答申第597号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成24年度のNHKアーカイブスの活用状況について、「①放送番組での活用本数および時間、②各放送局でのアーカイブス視聴・利用時間、利用者数（受信料支払い有無別）」の開示の求めがあった。

NHKは、②のうちの「各放送局でのアーカイブス利用者数」は開示したが、「①放送番組での活用本数および時間」と②のうちの「各放送局でのアーカイブス視聴・利用時間」および当該利用者数の受信料支払い有無別の人数については、いずれも取りまとめていないため、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第612号諮問、審議、答申